

(案)

平成 20 年 1 月 15 日

岩出市長 中芝 正幸 様

岩出市公共下水道事業運営審議会
会長 堀部 和雄

公共下水道事業の受益者負担金及び使用料並びに水洗化の
普及促進について（最終答申）

平成 18 年 1 月 31 日付け岩事第 1962 号で諮問があった標記事項について、別紙の
とおり答申します。

《別紙》

I. 公共下水道受益者負担金について

1. 受益者負担金対象事業費の設定

現行制度における下水道建設費の財源構成において事業主体の市町村が負担すべき、「公共下水道建設費の5%程度」を受益者負担金の対象事業費として賦課することが適当である。

2. 負担金算定方式について

受益者負担金算定方式については、一体的な土地利用がなされている区画毎に基本定額を賦課すると共に、土地の面積に比例した額を加算する組合せ方式が適当である。

3. 負担金の賦課時期について

受益者負担金の賦課時期については、下水道接続申請時を採用するのが適当である。

4. 受益者の設定について

受益者負担金を賦課される受益者については、原則として土地所有者に賦課するが、権利関係者間での協議による申告によって確定するものとする。一方で協議がまとまらない場合に備え、接続申請後一定期間が経過した後は市長が受益者を認定できるような制度とすること。

5. 徴収方法について

納付時期を下水道接続時と設定することを前提に、原則として一括納付とすること。

6. 減免・納付猶予制度について

減免については、公共用地など下水道整備の利益の大半が最終的には不特定多数の住民に還元される場合などに限るものとし、原則として行わないこと。

納付猶予については、納付時期が接続時である場合には、農地や空地の納付猶予は不要である。しかし、生活保護世帯や市税非課税世帯など一定の基準を満たす生活困窮者に対しては、申請により分割納付や納付猶予を受けられるような制度を設けること。

II. 公共下水道の使用料について

1. 下水道使用料体系は、基本水量制と累進使用料制を組み合わせ採用するものとし、税込みで表示する。

2. 基本水量は1ヶ月当たり10m³とし、累進使用料は基本水量区分を含めて3段階程度とするのが適当である。

3. 下水道へ排除される汚水量は、上水道使用者にあつては水道使用量を以って汚水量とする。井戸水など、上水道以外の水を利用している利用者の場合は、世帯人数(店舗・旅館などは別途市長が定める基準による人数)に一定水量をかけ汚水量とみな

す。上水道と井戸水等を併用する使用者にあっては、上記算出による汚水量の1/2に水道使用量を加えたものを汚水量とする。

4. 使用料水準は、全体で1m³当り150円程度と設定するが、基本水量に対してはより低廉な価格を設定するものとする。審議会では、下表を妥当とした。

（消費税込み、単位：円）

水量区分(m ³ /月)		
0～10	基本使用料	1,050
10超～30	1m ³ 当り	170
30超～	1m ³ 当り	195
月25m ³ 使用の場合		3,600

流域維持管理負担金などの要因により使用料水準を引き上げる場合は、高度処理費の公費負担を導入するなど、利用者負担増の抑制策を併せて実施すること。

5. 井戸水を営業用に利用している、あるいは製氷業など上水道使用量と汚水量に著しい差異がある場合には別途算定するものとする。使用者が、水道メーター同等の計量器によって汚水量を証明できる場合には、その水量をもって汚水量とするのが適当である。
6. 用途別使用料や水質使用料については、供用開始当初は設けないものとする。将来、下水道施設に影響を与える施設が接続することが明らかになった場合は、別途検討するものとする。

III. 公共下水道の普及促進について

1. 供用開始以降、普及状況に応じて下記の取り組みを継続的に行うこと。
- ① 戸別訪問の実施
 - ② 阻害要因の徹底調査
 - ③ 早期接続に向けた広報活動
2. 経済的な普及促進策として、供用開始後3年以内に水洗化を行う世帯に対し下記の2制度を用意し、申請者の希望により選択制とするのが適当である。
- (1) 水洗化融資・利子補給制度
 - ・ 供用開始後3年以内の水洗化世帯を対象に融資をあっせんし、利子補給を行う。（融資上限100万円）
 - ・ 返済は5年間（60回）の元利均等払い。
 - (2) 水洗化助成金制度
 - ・ 供用開始後3年以内の水洗化世帯に対して水洗化助成金を支給する。
 - ・ 供用開始後1年以内の世帯に対しては7万円、2年以内の世帯に対しては5万円、3年以内の世帯に対しては3万円を支給。
3. 排水設備の改造に関する利用者の不安に対応するため、市に相談窓口を設置するとともに、指定工事店制度においては不適切な事業者を排除するよう努めること。

公共下水道事業の受益者負担金及び使用料
並びに水洗化の普及促進についての

最終答申報告書(採択案)

岩出市公共下水道事業運営審議会

目 次

1. はじめに	1
2. 岩出市長よりの諮問事項および答申概要	2
3. 審議経過	5
4. 岩出市公共下水道事業の概要	7
5. 公共下水道事業運営の方向性	13
6. 受益者負担金について	14
7. 下水道使用料について	17
8. 下水道の普及促進策について	28
9. おわりに	31

《参考資料》

- ・ 岩出市公共下水道事業運営審議会条例
- ・ 岩出市公共下水道事業運営審議会委員名簿

1. はじめに

岩出市は、和歌山県北部の和歌山市と大阪府に隣接した要衝の地に位置しており、旧来より根来寺をはじめとした歴史・伝統文化と自然の豊かな地域として発展してきた。昭和45年前後より、こうした地域の特色から宅地開発が急速に進行し、昭和31年の岩出町発足後時には13,261人であった人口は平成15年には50,000人を突破し、平成18年4月には市制施行を実現するまでに至った。近年は人口増だけでなく国道24号沿いに商業立地が進行するなど、住宅都市から複合的な機能を有する都市として姿を変えつつある。

都市化の進展に伴い、岩出市は県下でも和歌山市に次いで2番目に人口密度の高い都市となっており、平成11年に実施された「第4次岩出町長期総合計画策定のための住民意識調査」において「今後重要な施策」として下水道の整備が第1位となったように、住民の間でも都市化に起因する生活環境や豊かな自然環境の悪化が懸念されるようになってきた。都市化の進展を受け、岩出市は“活力あふれるまち ふれあいのまち”を将来像とし、平成13～22年度を計画期間とした「第1次岩出市長期総合計画」を策定しており、「住んでよかったと思えるまちづくり」「健康で明るい社会づくり」「21世紀を担う人づくり」「うるおいと活力ある地域づくり」を基本方向とし、住民参加や効率的な行財政運営、広域行政を推進している。下水道は同計画に基づき、平成13年度より紀の川中流域下水道（那賀処理区）関連の公共下水道として着手し、現在平成20年度の一部供用開始に向けた整備が進められている。

公共下水道は、トイレの水洗化や生活環境の改善、公共用水域の水質保全という、いくつもの役割を果たす多目的な都市基盤施設である。しかし、その完成には長い期間と多額の費用を要することから、完成まで事業を継続するためには昨今の地方自治体を取り巻く厳しい状況の下でも、中長期的に安定した運営基盤を確立することが不可欠である。一方で公共下水道は住民が自ら排水設備を改造し、下水道へ接続することで初めてその効果を発揮する。また、下水道法は利用可能となった全ての住民に下水道への接続義務を定めていることから、その利用に際しての負担は低廉なものが望まれる。

当審議会は、平成18年1月に岩出町長（当時）からの諮問を受け、公共下水道事業運営の根幹をなす「受益者負担金」「下水道使用料」「下水道普及促進策」について17回の審議を行ってきた。審議に当っては、下水道そのものが岩出市民にとって初めての事業であり、多くの委員にとっても「下水道事業とは何であるのか」が議論の出発点となった。その後岩出市公共下水道事業の運営が非常に厳しい条件下で行われることが審議の過程で明らかになったが、各委員は中長期的視野に立ち、それぞれの立場から慎重な議論を重ねてきた。本報告書は当審議会の結論を報告すると共に、これら議論の経過と考え方の要約を明らかにするものである。

2. 岩出市長よりの諮問事項および答申概要

平成18年1月31日に岩出町長より当審議会に諮問された内容は下記のとおりであった。

岩 事 第 1 9 6 2 号

平成18年 1月31日

岩出町公共下水道事業運営審議会

会長 堀 部 和 雄 様

岩出町長 中 芝 正 幸

公共下水道事業の受益者負担金及び使用料並びに水洗化の普及
促進について（諮問）

平成20年に供用開始を予定している岩出町公共下水道事業の健全な運営を図るため、岩出町公共下水道事業運営審議会条例（平成17年岩出町条例第19号）第2条の規定により、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 公共下水道受益者負担金について
2. 公共下水道の使用料について
3. 公共下水道の普及促進について

これに対し、当審議会における審議結果に基づく各諮問事項への答申は下記のとおりである。

I. 公共下水道受益者負担金について

1. 受益者負担金対象事業費の設定

現行制度における下水道建設費の財源構成において事業主体の市町村が負担すべき、「公共下水道建設費の5%程度」を受益者負担金の対象事業費として賦課することが適当である。

2. 負担金算定方式について

受益者負担金算定方式については、一体的な土地利用がなされている区画毎に基本定額を賦課すると共に、土地の面積に比例した額を加算する組合せ方式が適当である。

3. 負担金の賦課時期について

受益者負担金の賦課時期については、下水道接続申請時を採用するのが適当であ

る。

4. 受益者の設定について

受益者負担金を賦課される受益者については、原則として土地所有者に賦課するが、権利関係者間での協議による申告によって確定するものとする。一方で協議がまとまらない場合に備え、接続申請後一定期間が経過した後は市長が受益者を認定できるような制度とすること。

5. 徴収方法について

納付時期を下水道接続時と設定することを前提に、原則として一括納付とすること。

6. 減免・納付猶予制度について

減免については、公共用地など下水道整備の利益の大半が最終的には不特定多数の住民に還元される場合などに限るものとし、原則として行わないこと。

納付猶予については、納付時期が接続時である場合には、農地や空地の納付猶予は不要である。しかし、生活保護世帯や市税非課税世帯など一定の基準を満たす生活困窮者に対しては、申請により分割納付や納付猶予を受けられるような制度を設けること。

II. 公共下水道の使用料について

1. 下水道使用料体系は、基本水量制と累進使用料制を組み合わせ採用するものとし、税込みで表示する。
2. 基本水量は1ヶ月当たり10m³とし、累進使用料は基本水量区分を含めて3段階程度とするのが適当である。
3. 下水道へ排除される汚水量は、上水道使用者にあつては水道使用量を以って汚水量とする。井戸水など、上水道以外の水（井戸水等）を利用している利用者の場合は、世帯人数（店舗・旅館などは別途市長が定める基準による人数）に一定水量をかけ汚水量とみなす。上水道と井戸水等を併用する使用者にあつては、上記算出による汚水量の1/2に水道使用量を加えたものを汚水量とする。
4. 使用料水準は、全体で1m³当たり150円程度と設定するが、基本水量に対してはより低廉な価格を設定するものとする。審議会では、下表を妥当とした。

（消費税込み、単位：円）

水量区分(m ³ /月)		
0～10	基本使用料	1,050
10超～30	1m ³ 当り	170
30超～	1m ³ 当り	195
月25m ³ 使用の場合		3,600

流域維持管理負担金などの要因により使用料水準を引き上げる場合は、高度処理費の公費負担を導入するなど、利用者負担増の抑制を併せて実施すること。

5. 井戸水を営業用に利用している、あるいは製氷業など上水道使用量と汚水量に著しい差異がある場合には別途算定するものとする。使用者が、水道メーター同等の計量器によって汚水量を証明できる場合には、その水量をもって汚水量とするのが適当である。
6. 用途別使用料や水質使用料については、供用開始当初は設けないものとする。将来、下水道施設に影響を与える施設が接続することが明らかになった場合は、別途検討するものとする。

III. 公共下水道の普及促進について

1. 供用開始以降、普及状況に応じて下記の取り組みを継続的に行うこと。
 - ① 戸別訪問の実施
 - ② 阻害要因の徹底調査
 - ③ 早期接続に向けた広報活動
2. 経済的な普及促進策として、供用開始後3年以内に水洗化を行う世帯に対し下記の2制度を用意し、申請者の希望により選択制とするのが適当である。
 - (1) 水洗化融資・利子補給制度
 - ・ 供用開始後3年以内の水洗化世帯を対象に融資をあっせんし、利子補給を行う。（融資上限100万円）
 - ・ 返済は5年間（60回）の元利均等払い。
 - (2) 水洗化助成金制度
 - ・ 供用開始後3年以内の水洗化世帯に対して水洗化助成金を支給する。
 - ・ 供用開始後1年以内の世帯に対しては7万円、2年以内の世帯に対しては5万円、3年以内の世帯に対しては3万円を支給。
3. 排水設備の改造に関する利用者の不安に対応するため、市に相談窓口を設置するとともに、指定工事店制度においては不適切な事業者を排除するよう努めること。

3. 審議経過

当審議会は平成18年1月16日に市長より委員の委嘱を受けて発足し、平成18年1月31日に第1回審議会を開催した。途中、平成18年4月14日に中間答申を行い、市当局による説明会・意見募集を経て8月より審議を再開し、平成19年〇月×日まで1?回の審議を行った。

岩出市公共下水道事業運営審議会審議経過

	開催年月日	開催場所	審議内容
第1回	H18.1.31	町役場 第4会議室	1. 審議会の諮問について 2. 会長職務代理者の指名について 3. 公共下水道事業の制度概要について
第2回	H18.2.22	町役場 第4会議室	1. 諮問項目別の主な論点について 2. 審議会において重視する視点について 3. 議事概要について
第3回	H18.3.27	中央公民館 第1会議室	1. 中間答申（案）について
第4回	H18.4.13	市役所 第6会議室	1. 中間答申の採択について 2. 審議会現地視察について
先進地 視察	H18.5.25	伊都浄化センター、 橋本市役所	
広報掲載	H18.6.1	広報「いわで」	中間答申説明の告知と意見募集（～ H18.7.14）のお知らせ
中間答申 説明会	H18.6.25 H18.6.28 H18.7.1	根来公民館、 上岩出公民館 岩出公民館 保健福祉センター	（市下水道課で実施）
第5回	H18.8.30	市役所 第4会議室	1. 現地視察の報告について 2. 中間答申説明会の結果について 3. 今後の審議の進め方について
第6回	H18.10.3	市役所 第4会議室	1. 下水道使用料（第1回） 2. 公共下水道事業の財政計画について
第7回	H18.10.31	市役所 第4会議室	1. 下水道使用料（第2回） 2. 岩出市の財政状況と今後の見通し （下水道事業の影響）について 3. 下水道使用料算定の方針について
第8回	H18.11.28	中央公民館 第1会議室	1. 下水道使用料（第3回）
第9回	H19.1.16	市役所 第6会議室	1. 下水道使用料（第4回）

	開催年月日	開催場所	審議内容
第10回	H19.2.13	中央公民館 第1会議室	1. 下水道使用料の答申内容について 2. 受益者負担金（第1回）
第11回	H19.3.2	市役所 特別会議室	1. 受益者負担金（第2回）
第12回	H19.3.28	市役所 特別会議室	1. 受益者負担金（第3回）
第13回	H19.4.23	中央公民館 第1会議室	1. 受益者負担金制度の確認について 2. 普及促進策について（第1回）
第14回	H19.5.23	中央公民館 第1会議室	1. 普及促進策について（第2回）
第15回	H19.7.5	中央公民館 第1会議室	1. 普及促進策について（第3回） 2. 最終答申のとりまとめについて
第16回	H19.7.26	中央公民館 第1会議室	1. 最終答申（案）について
第17回	H19.8.22	中央公民館 第1会議室	1. 最終答申（案）について（第2回）
第18回	H20.1.9	市役所 第6会議室	1. 最終答申の採択について

4. 岩出市公共下水道事業の概要

4-1. 下水道事業の目的

下水道法第1条では、法の目的として「この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。」とされている。この規定から、下水道の主な役割としては一般的に下記の三点が挙げられている。

1. 生活環境の改善

し尿などの生活排水を速やかに排除することにより、悪臭や蚊などの発生を防ぎ、衛生的な生活環境を創る。

2. 浸水の防除

「都市型水害」等、自然に排水できない雨水を排除し、浸水を防ぐ。

3. 公共用水域の水質保全

人口の増加や商工業活動の増大に伴う汚水を適切に処理して放流し、都市内だけでなく近郊河川や海域に水質汚濁が広がるのを防ぐ。

岩出市公共下水道は、都市化の進展による河川や水路の水質悪化の進行に伴う生活環境の悪化の防止や、紀の川をはじめとした公共用水域の水質保全を目的とした、汚水処理を行う分流式公共下水道として実施されており、市では

1. トイレの水洗化

2. 生活環境の改善

3. 公共用水域の水質保全

を下水道の役割としている。

4-2 下水道のしくみ

岩出市の下水道事業においては、大型の幹線管渠や処理施設を和歌山県が実施する「紀の川中流流域下水道」によって整備することとなっており、下水道施設は利用者が設置・管理する「排水設備」と市が設置・管理する「公共下水道管渠」、和歌山県が設置・管理する「流域下水道幹線管渠」「処理施設」に分かれている。（図4-1）

この様に下水道は公共施設ではあるが、道路や公園と異なり誰でも使えるというものでなく、市・県によって公共下水道管渠から処理施設までが整備された住民のみが利用できるという特徴がある。また、下水道としての効果を発揮するには市・県の整備だけでは意味が無く、利用者が排水設備を下水道に接続することが必要であることも重要な特徴である。

4-3 公共下水道の計画

岩出市公共下水道の計画は表2-1のようになっており、押川・境谷地区を除いた全地区の1,420haが計画区域とされている。現在事業着手されているのは全体の約22%に当たる、中島・吉田・山・紀泉台・中黒・相谷・高塚・溝川・西国分・水栖・

大町などの一部区域308ha（図4-2）である。

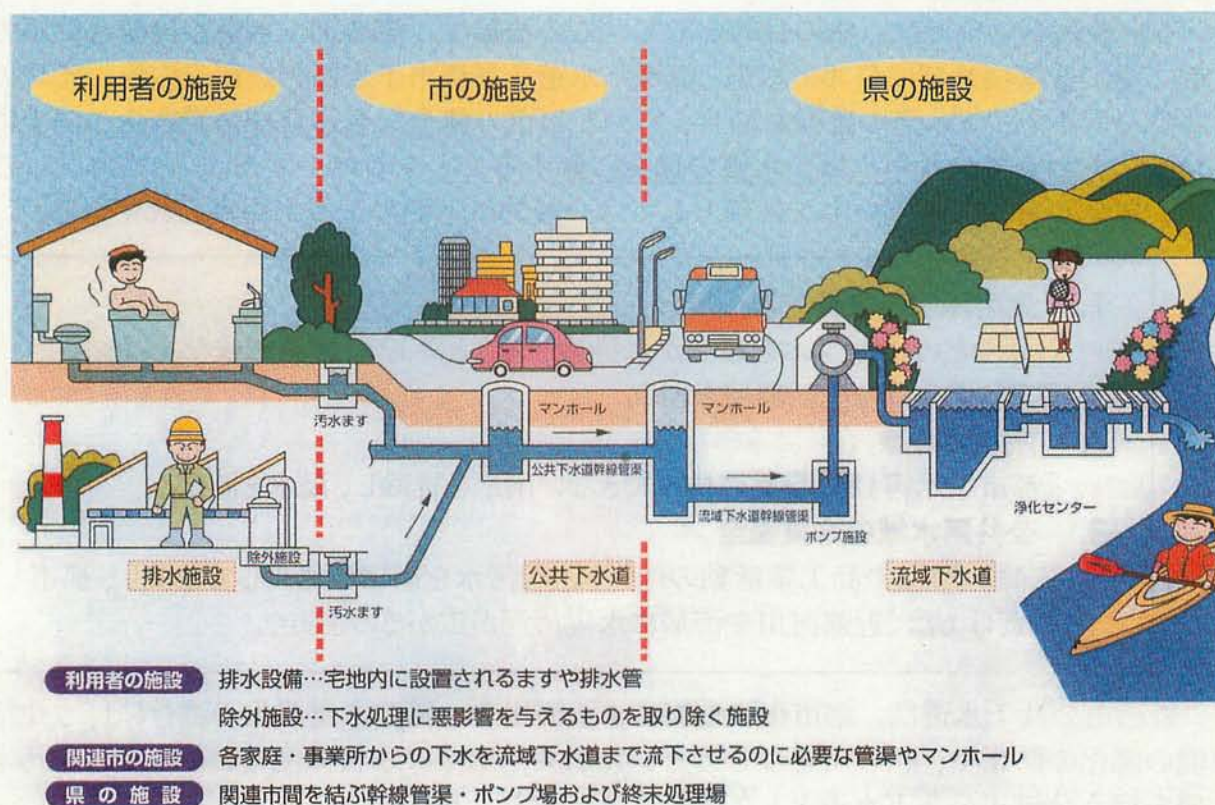


図4-1 下水道のしくみ（流域下水道）

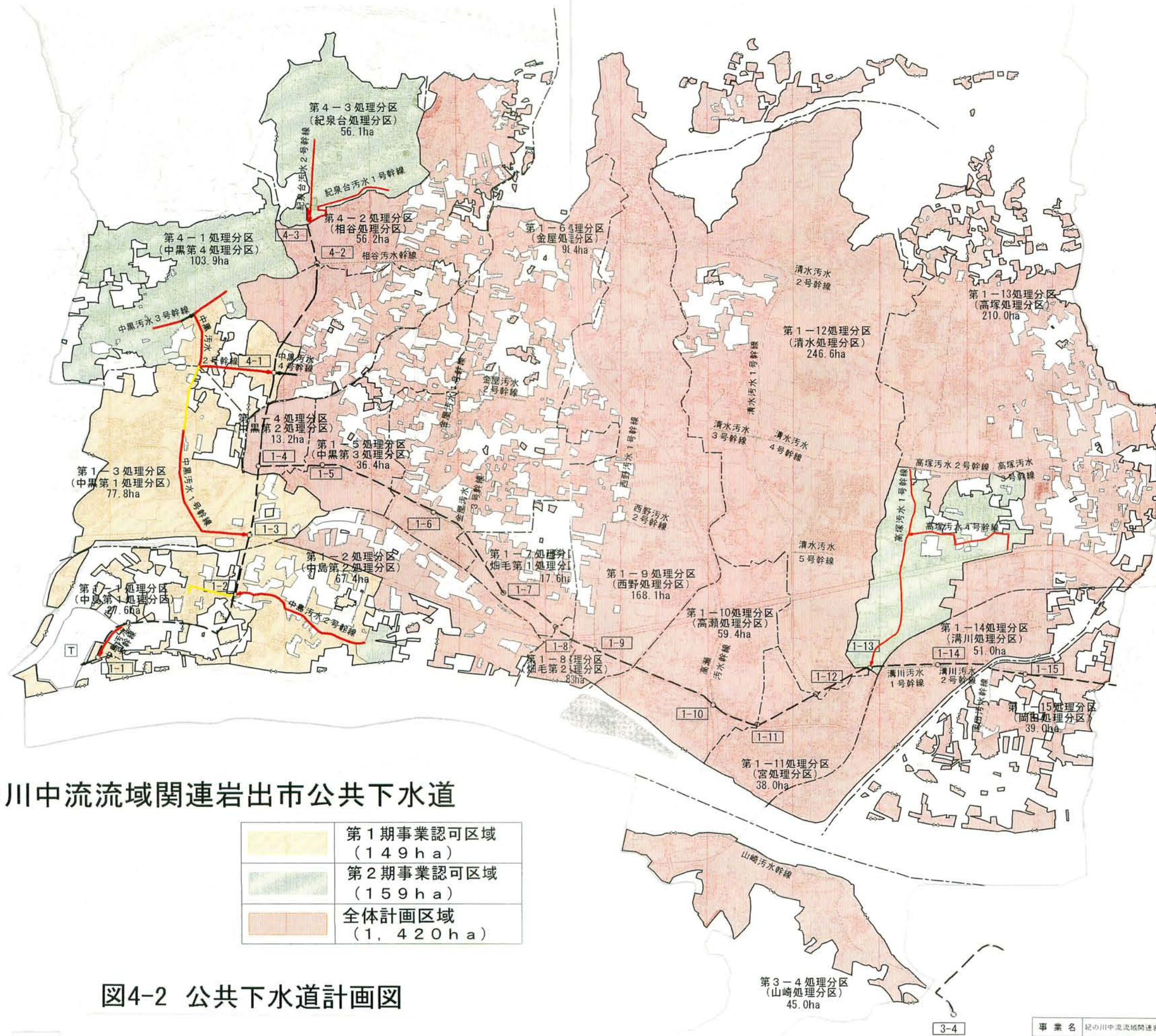
表2-1 岩出市公共下水道計画の概要

名称： 紀の川中流流域下水道（那賀処理区）関連岩出市公共下水道

		全体計画	下水道法事業 認可計画	備考
目標年次	(年度)	平成42年※	平成23年	
計画処理面積	(ha)	1,420	308	
計画処理人口	(人)	60,000	13,580	
計画汚水量	(m ³ /日)	30,902	6,435	日最大
管渠延長	(km)	305	68	
建設事業費	(百万円)	44,089※※	7,255	

※ 上位計画（流域下水道計画）の目標年次は平成28年度

※※のうち、5,898百万円は流域下水道の建設負担金



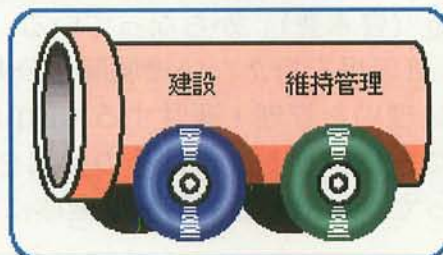
紀の川中流流域関連岩出市公共下水道

図4-2 公共下水道計画図

事業名	紀の川中流流域関連岩出市公共下水道		
図面内容	下水道計画一般平面図		
図面番号	1	縮尺	1/10,000
平成 18 年 月			
和歌山県岩出市			
設計者			

4-4 公共下水道事業の財政

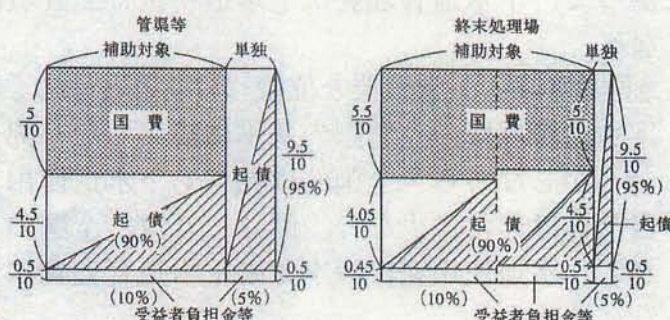
公共下水道事業は下水道施設の建設活動とその維持管理活動から構成されている。このため、公共下水道事業に要する費用は大別して下水道建設費と下水道管理費に分けられ、それぞれに対する財源の確保が必要である。



(1) 下水道建設費の財源

建設費は下水管渠やポンプ施設、処理場など、下水道施設を建設するために要する費用である。現状では生活環境の改善や公共用水域の水質保全といった下水道の役割から、比較的手厚い国庫補助制度や起債（借入れ）制度があり、全体事業費の約95%がこれらによって賄われている。建設時に市町村が必要とする資金は、国庫補助金や起債を充てることのできない残り5%に限られる。（図4-3）

種 類	建 設 費
公共下水道，特定環境 保全公共下水道	国費（国庫補助金） 地方費 地方債 受益者負担金等



※ 斜線部分は交付税措置分（事業費補正分45%及び単位費用算入分5%）

※ 更新事業（平成18年度以降実施されるものに限り。）については、資本費における雨水分の実績を踏まえ、これに見合う額を一般会計から繰り出すものとして平成17年度以降の地方財政計画に計上予定

図4-3 公共下水道建設費の財源

なお、流域下水道建設負担金（計画上の市負担額5,898百万円）については、事業主体である和歌山県で国庫補助金相当額を控除済みのため、市負担額に対する国庫補助金は無く、国庫補助対象とならない事業費を県・関連市で折半している。岩出市では現在、全額が起債により賄われている。

建設費の財源についてはほとんどが補助金や起債により賄われ、建設時における利用者の負担は少ない。しかし、起債については本質は市の借金であって、後年度において元利償還金が必要となる（後述）ことから、建設費のコスト縮減が重要である。

（２）下水道管理費の財源

下水道管理費は、下水道事業の運営のため、継続的に要する費用であり、汚水の処理に要する費用や管渠の点検・清掃などに要する「維持管理費」と、建設時に借り入れた地方債の「元利償還金（資本費）」からなっている。

岩出市公共下水道は、処理場を持たない流域関連公共下水道であるため、汚水の処理に要する費用は、終末処理場を管理・運営する和歌山県が処理に要する費用を「流域維持管理負担金」として市に賦課し、市はその費用を下水道管理費に含めて負担する計画とされている。従って、岩出市公共下水道全体における下水道管理費は

下水道管理費＝維持管理費…管渠の点検・清掃などの費用 ＋元利償還費…建設時の借入金返済の費用 ＋流域維持管理負担金…汚水処理と流域下水道の元利償還金
--

となる。

この下水道管理費の財源については、「自然現象による雨水を処理する費用は税によって賄い、人間活動によって生じる汚水を処理する費用は汚水発生者が負担する」との考え方（雨水公費・汚水私費の原則）に基づき、下水道料金で賄うのが基本とされている。しかしながら、下水道は公共用水域の水質保全といった、公的な役割も担っていることから、下水道管理費の一部について公費負担を行うことのできる基準（一般会計繰出基準）が国から示され、該当する費用の一部には国からの交付税措置が行われている。したがって、下水道管理費は下水道料金と公費（一般会計）によって賄われていることになる。

下水道事業は地方財政法上、公営企業と位置づけられており、独立採算の原則が定められているため、下水道管理費のうち国の基準に該当しない部分は下水道使用料で賄うのが原則である。しかしながら、全国的に見ても下水道使用料のみで下水道管理費を回収できている自治体は非常に少ない。図４－４は、全国の下水道管理費とその財源充当状況であるが、下水道使用料は汚水分の下水道管理費に対して約６割にとどまっている。

また、下水道管理費は自治体の規模が小さくなるほど割高になる傾向があり、汚水 1 m³ 当りの処理原価（汚水を収集・処理するためにかかる経費）で比較すると、人口 5 万人未満の都市では全国平均の 2 倍以上の費用（436.5 円／m³）がかかっている。一方で、下水道料金単価は市町村規模によらず 135.7～148.3 円／m³ の範囲にあるため、人口の少ない自治体では十分な使用料収入を得られず、一般会計からの繰入が大きくなっている傾向が伺われる。（図４－５）

上記の全国的な状況を考慮すれば、岩出市においても下水道管理費を下水道使用料だけで賄うことは難しいことが予測される。

（単位：百万円）

収入	一般会計繰入金等 2,160,947 62.3%			下水道使用料 1,305,337 37.7%	
支出	その他 61,369 1.8%	雨水分の下水道管理費 1,111,908 32.1%		汚水分の下水道管理費 2,293,007 66.2%	
財源	一般会計繰入金等 100%	一般会計繰入金等 100%		一般会計繰入金等 43.1%	下水道使用料 56.9%
	その他 61,369	元利償還費 926,802 83.4%	維持管理費 185,106 16.6%	元利償還費 1,612,076 70.3%	維持管理費 680,931 29.7%
財源	一般会計繰入金等 100%	一般会計繰入金等 100%		一般会計繰入金等 61.3%	下水道使用料 38.7%
					下水道使用料 100%

汚水分の下水道管理費の約6割

汚水分の維持管理費の全部と資本費の約4割

図4-4 全国の下水道管理費と財源状況

汚水処理原価と下水道使用料単価（平成15年度）

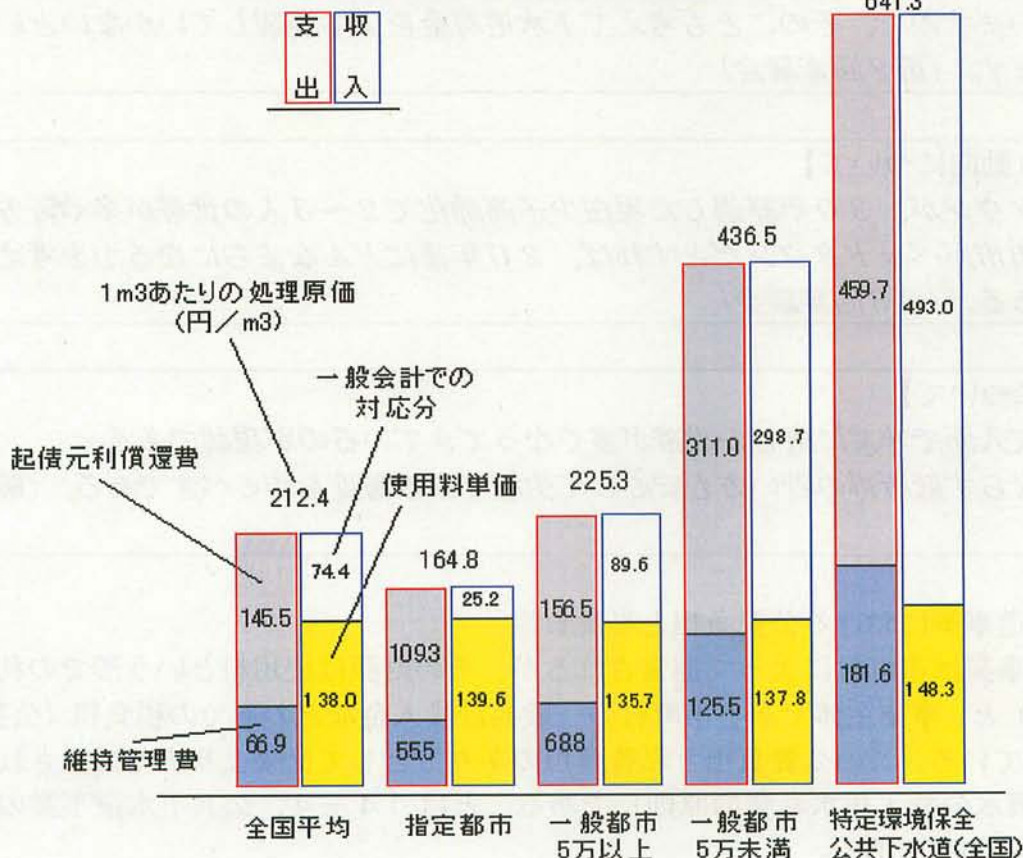

注)平成15年度 下水道統計(社)日本下水道協会をもとに国土交通省作成。
単独公共下水道のみの値である。

図4-5 市町村規模別の汚水処理原価と下水道使用料

5. 公共下水道事業運営の方向性

前述の、下水道事業の特性や全国的な下水道事業における財政的な運営状況を踏まえ、それぞれの諮問事項に対する審議の中で、様々な意見が出されてきた。それらの主要意見については、個々の審議事項に関する審議結果の中で後述するが、中には本市における今後の公共下水道事業全般についての意見も少なくなかった。

ここではそれらの意見を基に、今後の岩出市公共下水道事業が目指すべき運営の方向について審議会としての意見を述べる。

5-1 今後の下水道事業を取り巻く状況変化への対応

審議過程においては、現在の社会情勢から推測すれば今後公共下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すとの意見が多かった。また、平成18年度より分流汚水式公共下水道を実施する市町村への地方交付税措置が見直されるなど、国の公共下水道事業に対する施策にも変化が生じている。

岩出市公共下水道が中長期的に安定した事業運営を確保するためには、これらの社会的・制度的な状況変化に備えた施策を適宜実施していくことが望まれる。

【今後の人口動向について】

下水道の計画人口が60,000人となっているが、今後人口が増えることは無いと思います。今の子どもたちが学校を卒業してここに留まる可能性というのはおそらく少ないと思いますので、そのことも考えて下水道料金をよく審議していかないといけないと思います。（第2回審議会）

【今後の人口動向について】

千里ニュータウンが、30年経過した現在少子高齢化で2～3人の世帯が多く苦勞している。岩出市がベッドタウンだとすれば、20年後にどんなまちになるかを考えておく必要がある。（第8回審議会）

【景気動向について】

若い世代も収入面で非常に厳しい世帯が多くなっているのが現状である。高齢者のみならず低所得の若い方も安心して生活できる制度を作るべきである。（第10回審議会）

5-2 下水道事業における公費負担と私費負担

公共下水道事業は市町村によって運営されるが、その財源は使用料という形での利用者負担（私費）と、事業主体である市町村の一般会計繰入金などの形での税負担（公費）から構成されている。この公費負担と私費負担のあり方として従来より広く採用されてきたのが、「雨水公費・汚水私費の原則」であることは「4-4. 公共下水道事業の財政」で述べたとおりである。

一方で、下水道事業は建設期間が長期にわたる上にその投資額は多大であり、全国的に見て汚水処理にかかる維持管理費や資本費を使用料だけで回収することは難しい。特に紀の川中流流域下水道では大都市に比べて人口密度が低く、更に水質汚濁防止のため

の高度処理導入が予定されている。

一定以上の人口密度を有する岩出市では、長期的には下水道が最も効率的・経済的な生活排水対策になると認められるが、供用開始直後においては維持管理費すら使用料からの回収は困難な状況であり、建設費に起因する資本費を利用者負担とすることは大多数の利用者にとり負担可能な範囲を超えている。当審議会では、「雨水公費・汚水私費の原則」をそのまま岩出市に適用することは事実上困難と判断せざるを得なかった。

【公費・私費負担】

公共下水道事業を進める中で、使用料、受益者負担金ともすべて住民に負担させるのはいかなるものかと思う。若干の繰出しもやむを得ないと思うが、そのバランスが問題となる。（第11回審議会）

下水道には「公共用水域の水質保全」のように公的な役割が求められることから、平成18年度より分流式下水道における汚水資本費へ国の財政措置が認められているが、三位一体改革の中、多くの自治体にとっては財政措置（地方交付税交付金）が縮小される方向で制度の見直しが行われている。岩出市においても歳入の増加見通しが望めない中で社会福祉など歳出の増加が予想されており、下水道財政の見通しは予断を許さない状況である。

当審議会としては、こうした状況の中で供用開始を迎える岩出市公共下水道の安定的な運営と、広く市民に利用されるべき都市基盤施設としての役割の間でバランスを考慮した上で議論を進め、最終答申をとりまとめたものであり、岩出市に対しても今後厳しい見通しの下で適切な公共下水道事業の運営に努めるよう求めるものである。

5-3 コスト縮減

前述のとおり、今後の公共下水道事業運営は将来にわたり厳しい環境が続くことが予測される。当審議会への諮問事項は受益者負担金と下水道使用料という利用者負担と、下水道普及促進策についてのものであったが、審議の過程では下水道事業に要するコスト縮減を求める意見も少なからず出された。

下水道建設費については現在でも設計・施工段階で「管材料の見直し」や「マンホールポンプの削減」などの縮減策が採られているが、建設時のコストは将来の起債償還額に反映されるものであり、今後も新たなコスト縮減策を継続的に取り入れることが必要である。また現在全国的に公共事業の入札制度改革が進められており、岩出市においても一般競争入札の導入による公共工事の調達コスト縮減や談合防止策の徹底など不良・不適格業者の排除を進めるべきである。

下水道管理費に関しては、起債償還費の直接的な縮減は難しいため、公共下水道や流域下水道の維持管理費を低減するよう取り組む必要がある。公共下水道では上水道など業務が類似する部局との間で連携を図るほか、維持管理業務の民間委託などが考えられる。流域下水道については和歌山県事業であり、岩出市が直接取り組むことはできないが、関連市として徹底したコスト管理を求めるなど、市負担の軽減に取り組むべきである。

一方で、コスト縮減だけを重視することは施設の早期の劣化、利用者サービスの低下に繋がることも懸念される。下水道は、一度供用を開始すれば中止を許されない公共施

設である。岩出市は、中長期的に安定した下水道サービスの提供を確保することを目的に、コスト縮減を進める必要がある。

次節以降、各諮問事項に対する当審議会での審議結果の要旨を述べる。

6. 受益者負担金について

6-1 受益者負担金の制度について

受益者負担金制度は、都市計画法第75条の規定「都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる」に基づいて、事業主体となる自治体の条例に基づき賦課される制度である。公共下水道事業は都市計画事業の一つであり、

- ① 下水道の整備により利益を受けるものが特定され、範囲が明確であること
- ② 下水道の整備により地域の環境が改善され、未整備地区に比べて利便性や快適性が著しく向上し、土地の資産価値が増大すること
- ③ 早期に受益する者に相応の負担を求めることは、負担の公平という観点から適当であり、利用者は一方で水質汚濁の原因者として相応の社会的費用を負担すべきであること

などの理由で、受益者負担金を徴収できるとされている。

なお、上記の主旨より受益者負担金は公共下水道事業に要する費用に充当されるが、下水道管理費については一般的に下水道使用料が受益者の負担として充てられており、受益者負担金は下水道建設費の財源として位置づけられることが多い。当審議会においても、受益者負担金は下水道建設費に充当される一度限りの財源として議論を行った。

6-2 受益者負担金対象事業費の設定

受益者負担金を下水道建設費の財源とするのであれば、下水道建設費のうちどの程度を受益者負担金の対象とするかを設定する必要がある。市全体計画における下水道建設費は以下のとおりである。

表6-1 下水道建設費

公共下水道建設費※	36,531
流域下水道建設負担金	5,898
合計	42,429

（単位：百万円）

※表2-1の事業費から事務費などを控除している。

この下水道建設費から受益者負担金対象事業費を算出する方法としては、大別して①総事業費に対する比率で定める方法、②末端管渠整備費相当額で定める方法、の2通りが主流であるが、「末端管渠」に関する定義が全国的に明らかでなく、自治体により扱いが異なるのが実情である。また、算定方法によっては対象額が巨額となるため、当審議会においては「公共下水道建設費の5%」（1,827百万円）を対象額とするものと決定した。

6-3 負担金算定方式

受益者負担金を算定する指標として従来最も多く利用されてきたのは土地の面積

であり、単位面積当たりの単位額を設定し、それに面積をかけて負担金額を決定する方式（地積割方式）が和歌山市を始め下水道先進都市では全国的には広く採用されている。一方で県下でも橋本市、かつらぎ町などでは、一定の面積区分の間では負担額を一定とする方式（区分定額方式）が普及している。

地積割方式は「下水道整備に伴って地価が上昇する」との説明がなされている自治体もあるが、土地取引がそれほど盛んでない地方部や、長期にわたる地価下落の環境下では説得力を欠き、新興住宅地と旧集落で敷地面積にばらつきの大きな地方では定額方式が採用されていると推測される。

岩出市の状況を振り返ってみると、地区によって世帯当り面積にかなりの差が見られる一方、当面は宅地開発に伴う土地取引が継続すると予測され、都市部と地方部の特色が混在している状況が認められる。このため本市においては、いずれかの方式に絞り込むことは難しいと考え、各世帯に対して最低限負担を求める定額（73,500円／区画）と面積当り単位額（114円／㎡）に土地面積をかけた額を受益者負担金額とする方式（組合せ方式）を採用することとした。

表6-2 受益者負担金額の試算表

(単位：円)

敷地面積(㎡)	基本額	面積割額	合計
100	73,500	100×114=11,400	84,900
150	73,500	150×114=17,100	90,600
300	73,500	300×114=34,200	107,700
500	73,500	500×114=57,000	130,500
1,000	73,500	1,000×114=114,000	187,500

6-4 負担金賦課時期について

受益者負担金を賦課する時期については種々の時期が考えられるが、下水道施設が完成して利用可能となった時期（供用開始時）とする案と、上水道の施設負担金と同様に、利用者から下水道利用の申込があった時期（下水道接続申請時）とする案を中心に検討した。

供用開始時は、施設が供用した時期に賦課するため、受益者負担金の主旨（建設に要した費用の一部を負担する）に適していると認められるが、当市においては下水道に関する認知度が低く、上水道と同様に実際に下水道を利用する時期となる下水道接続申請時とする方が利用者の理解を得やすく、より適切であると判断された。

賦課時期を下水道接続申請時とすることは、市にとっては負担金対象事業費を長期に亘って立て替えることとなるが、事務量の分散や未納金徴収事務の減少も見込まれるため、より円滑な下水道普及の観点から本答申のとおり実施されるよう要望する。

【公費・私費負担】

公共下水道事業を進める中で、使用料、受益者負担金ともすべて住民に負担させるのはいかがなものかと思う。若干の繰出しもやむを得ないと思うが、そのバランスが問題となる。（第11回審議会）

6-5 受益者の設定、徴収方法、減免・納付猶予について

受益者負担金の「受益者」としては一般的には土地所有者とされているが、借地されていたり、家屋が建てられていても借家されているなど、多様な土地利用形態が考えられ、市が一律に定めることは難しいと考えられるため、土地に関する所有者だけでなく、借地権、地上権など他の権利者との協議に委ねた上で受益者を決定すべきである。

しかしながら、受益者負担金は一度だけ賦課されるという特性から、多くの自治体では借家人など一時的な使用者は受益者から除外されており、本市条例においても同様の規定を定め、受益者の例示をすることが必要である。また、権利者間の協議が不調となり、負担金の納付が遅れることによる未水洗化が生じないように、一定期間経過後は市長が受益者を認定することが適当であるが、この場合には適切な不服申し立ての制度を整備されたい。

負担金の徴収方法については、納付時期を利用者が下水道使用の意思を表示する下水道接続時に設定することを前提として、一括納付とするが、生活保護世帯や市税非課税世帯など生活困窮者に対しては、申請により分割納付や納付猶予を行うこと。

受益者負担金の減免については、受益者負担金が一度だけの賦課であって一度減免するとその後状況が変わっても永久に徴収することが出来ないため、公共用地などを除き原則として行わないことが適当である。

7. 下水道使用料について

7-1 公営企業としての下水道事業

下水道事業は、前述のように、地方財政法第6条及び同施行令第12条により公営企業と位置づけられているが、公営企業は法第6条により「その経費は当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」（独立採算の原則）とされる。

一方で地方公営企業法第3条において、地方公営企業は「その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」（公共の福祉の増進原則）とされており、下水道事業の運営は常にこの「独立採算の原則」と「公共の福祉の増進原則」を両立させることを前提として議論されなければならない。

しかし公営企業一般でこの両立は容易ではない。この理由としては、

- ① 日常活動に欠くことのできないサービスを安定的かつ継続的に提供することが必要なもので、公共の福祉の観点から実施することが必要な事業（水道、下水道、病院事業）
- ② 施設の建設に巨額の資金を必要とし、また資本の回収に長期間を要するため、民間資本の進出が困難な事業（下水道、交通事業（地下鉄など））
- ③ 日常生活の環境整備など、地方公共団体が行う一般行政事務との密接な関連に基づいて実施することが適当な事業

などが挙げられている。とりわけこうした性質があてはまる下水道事業の経営を全国的に見れば非常に厳しいにあることは「4-4 公共下水道事業の財政」で述べたとおりである。

7-2 下水道管理費とその財源

下水道管理費の中身については、「4-4 公共下水道事業の財政」において下記のとおり示した。

下水道管理費＝維持管理費…管渠の点検・清掃などの費用
 ＋元利償還費…建設時の借入金返済の費用
 ＋流域維持管理負担金…汚水処理と流域下水道の元利償還金

この下水道管理費に充てる財源としては下水道使用料、一般会計繰入金、国からの地方交付税交付金の3つが収入となっている。

下水道管理費の財源＝下水道使用料＋一般会計繰入金＋地方交付税交付金

地方交付税交付金は、国の定める算定方式によって地方自治体に交付されるものであり、国が示す基準の範囲内で、一定の公共性が認められる経費に相当する額が基礎とされている。従って、下水道管理費の財源は極言すると「下水道使用料」（利用者の負担）と「一般会計繰入金」（市民全体の負担）の二種類しかなく、自主財源としては下水道使用料が唯一となる。

7-3 私費・公費負担の原則

公共下水道事業の継続的な運営財源は下水道使用料と、一般会計繰入金しかなく、前者は「私費」、後者は「公費」と呼ばれることもあるが、下水道使用料制度を定めるということは、言い換えれば私費と公費の負担バランスを定めることでもある。

下水道使用料を安価にするには公費負担を増やせば可能であるが、公費負担を大きくすることは、他に新たな財源が見つからない限り、市が借金をするか下水道以外の

行政サービスを低下させるしかない。

【下水道事業による市財政への影響】

自主財源である住民税・固定資産税が伸びる見込みがないのにどうしていくのか。柔軟性のない財政の中で下水道事業が始まり、その位置付けはどうなるのか。（第7回審議会）

逆に下水道使用料を高く設定することで私費負担を増大すれば、市財政や他の行政サービスに影響を及ぼさずに下水道事業を運営できるかもしれないが、高すぎる下水道使用料は下水道普及の妨げとなり、多額の費用をかけて建設した下水道施設が活用されずに放置される結果につながりかねない。

この構造により、私費と公費負担のバランスを取ることは極めて難しいテーマとなり、下水道使用料の審議には当審議会でも最も長い時間を費やした。

【使用料と普及促進】

住民の皆さんが、喜んで下水道を利用してもらえる料金にする必要があるが、安くしすぎると借金が膨らんでくるので難しい。（第8回審議会）

【下水道と財政破綻】

財政破綻できないので、市民にもある程度負担してもらわないといけない。（第8回審議会）

【世代間負担】

住民の方は、使用料が安ければ安いほど喜ぶと思うが、財政的な負担が子や孫の代に累を及ぼさないで、住民の方が払える範囲で設定ということを考えなければならない。将来、繰出し金がどんどん多くなり、他の住民サービスができなくなる環境になるのも、いかがなものかと思う。（第9回審議会）

私費と公費負担のあり方については、前述の「雨水公費・污水私費の原則」が広く採用されており、当審議会においてもこの原則を前提とした検討を行った。しかし分流污水式を採用する岩出市公共下水道においては、下水道管理費の大半を下水道使用料負担とせざるを得ず、多くの市民にとって許容できない使用料水準になることが予想された。

下水道使用料は、生活・生産活動に伴い生じる污水の収集・処理費用として、下水道利用者がその使用状況に応じて公平に負担すべきものである。しかし、下水道の整備による効果には、トイレの水洗化や生活環境の向上という、利用者の利便性・快適性の向上とともに、水路など公衆環境の改善や公共用水域の水質保全といった社会的・公共的な利益が含まれる。こうした利益は下水道利用者だけが負担すべき費用ではなく、その公共的役割の及ぶ範囲に応じて市や県が公費（税）により負担すべきである。

この考え方は、平成18年度から国の地方財政措置が変更された際に「新たな污水公費」として分流污水下水道の元利償還金が交付税措置の対象とされたことから一定の妥当性があると考えられる。

【公費・私費負担】

公共性を全く無視するのではなく、ある程度加味していくのは、自然の流れだと思う。中間を取るというか両方の考え方を勘案していった方が、住民に理解していただけるのではないかと。（第12回審議会）

これらの理由から、当審議会としては下水道運営費に一定の公費負担は必要であると判断しており、特に下水道事業の特性から経費が割高になりがちな供用開始当初において公費負担の割合が高くなることは、下水道の普及促進が将来の下水道財政改善に極めて重要であることを考慮すれば岩出市全体の財政状況が許容する限りにおいて止むを得ないと考えます。

しかしながら、無制限な公費負担の増大は市行政サービスの低下や、下水道未供用区域の市民との間に格差を生じる原因となる。将来的な社会情勢や下水道普及状況、市全体の財政状況の変化を踏まえ、常に適正な私費・公費負担のあり方を論じて行くことが必要である。

7-4 下水道使用料水準について

下水道使用料の水準については、全国的な状況では平均的な使用量とされる20m³/月においては1,890円～3,040円の範囲であり、1m³当りでは94.5～152円となっている。図7-1は公共下水道と、農業集落排水・漁業集落排水など下水道類似施設を含めた使用料分布状況を表しており、おおむね2,600～2,800円/月付近に多く分布している。

使用料の水準については、図4-5に示したとおり自治体の規模によってもコストに差があるほか、地形や市街地の分布状況など様々な要因で経営環境は異なることから、他の自治体の水準に合わせる必要は無いと考えられるが、住民感情として他自治体の料金水準や水道料金制度と比較されることは考慮しなければならない。また、岩出市の場合は既に合併浄化槽や大規模団地における集中処理合併浄化槽が普及している地区もあり、合併浄化槽の維持管理費と比較されることも十分考えられる。

【他自治体との比較】

住民の皆さんの感情として、他の市町村と比較してどうかという話が必ず出てくる。岩出市は、ここの部分は高いが、ここの部分は安い。また、この点に配慮していますというように説明できるようにしておかないと、住民の皆さんに納得してもらえないと思う。（第12回審議会）

【他自治体との比較】

住民は、他の市町村と料金を比較するとき基本料金を見る。紀の川市と料金に差がつくのはおかしい。（第8回審議会）

【水道料金との比較】

近所で聞くと水道料金と同じくらいが望ましいという意見が多い。岩出市の水道料金は、付近の自治体と比べて安い。水道と同じ料金では、難しいと思う。（第8回審議会）

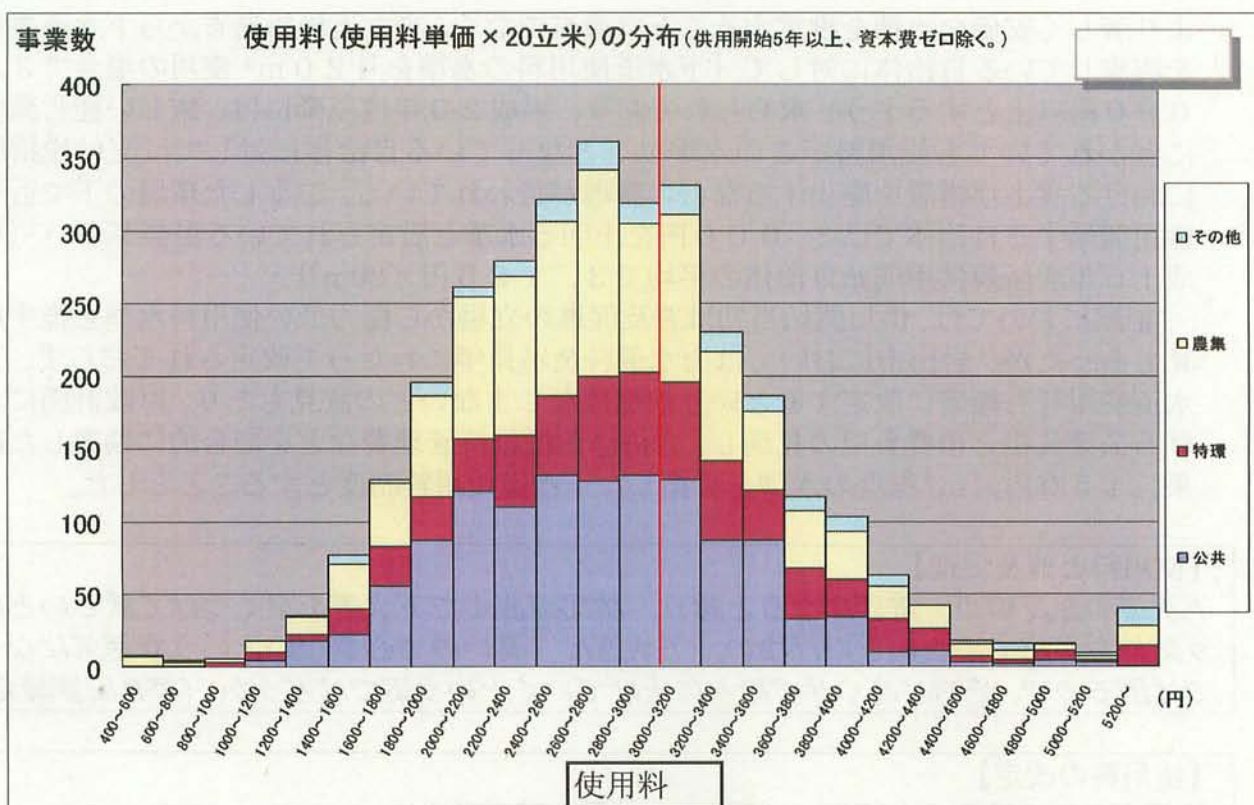


図7-1. 20m³/月使用時の使用料分布(平成15年度:全国)

表7-1 近隣自治体の20m³/月使用時の下水道使用料(税込み)

自治体名	使用料(20m³/月)	備 考
和歌山市	2, 2 0 5	平成20年1月より2,782円
橋本市	2, 3 0 0	旧高野口町域は2,600円
かつらぎ町	2, 6 0 0	
九度山町	2, 6 0 0	
みなべ町	2, 6 2 5	
白浜町	1, 9 3 2	
美浜町	3, 0 4 0	H17.8 供用開始
泉南市	1, 7 0 1	
阪南市	1, 6 3 8	
泉大津市	2, 2 0 5	
五條市	2, 1 0 0	
大和高田市	2, 5 2 0	
葛城市	1, 6 8 0	

※ 平成15年度 下水道統計より

【合併浄化槽からの切替について】

既に合併浄化槽を使っている人が一番問題になってくる。なぜ今合併浄化槽がだめなのか、どうしてお金を出してまで下水道にしないではいけなかったのかを説明していかなくてはならない。(第2回審議会)

一方で、下水道財政の厳しい見通しの中で、近隣先行都市(和歌山市や橋本市など)

より著しく安価な水準を設定することは適当でなく、また近年総務省から下水道事業を実施している自治体に対して「下水道使用料の水準を月20m³使用の場合で3,000円以上とするよう」求められており、平成20年度以降には、厳しい経営環境に置かれていても使用料がこの水準以下となっている自治体に対しては交付税措置における嵩上げ措置を廃止するなどの誘導が行われている。こうした環境の下で近年供用開始する自治体では3,000円を上回る水準と設定されている場合が多い。（平成16年度新規供用開始自治体の平均で3,125円/20m³）

審議においては、供用開始当初は普及促進の立場から極力低い使用料水準を推す意見もあったが、岩出市においては上水道料金が長年にわたって改定されておらず、下水道使用料も頻繁に改定するという前提はなじまないとの意見もあり、財政計画における公費負担と市費負担の見通し、合併浄化槽維持管理費などを総合的に勘案した結果、150円/m³程度の水準を目指した下水道使用料制度とすることとした。

【使用料と普及促進】

下水道の普及率が、重要になると思う。住民が喜んで下水道を早くつけて欲しいという気持ちが出てこないといけない。下水道は、高いので必要ないという雰囲気になっては困るので、最初は高くせず徐々に上げていくという案ではどうか。（第9回審議会）

【使用料の改定】

最初安くして途中で上げるのは難しい。（第9回審議会）

なお、下水道使用料水準については、岩出市が流域関連公共下水道として事業を実施していることから、流域維持管理負担金水準の影響を受けることになる。当審議会においては、伊都処理区を参考に100円/m³の負担金を考慮したが、現時点では未だ確定されていない。負担金水準が大幅に高くなった場合には使用料水準が引き上げられることも考えられるが、その場合も高度処理費の公費負担を導入するなどして利用者負担は高度処理経費の2分の1以下となるように抑制すべきである。特に高度処理費は岩出市域のみならず、紀の川流域、紀伊水道の水質保全という公共性の高い施策に伴う経費であり、和歌山県と協力して利用者負担を極力低くすべきである。

7-5 使用料算定期間について

使用料算定期間は一般に2～4年とされているが、岩出市においては供用開始直後で将来の改定に十分なデータが揃うまでに時間を要すると考えられるため、平成20～24年度の5年間とする。

7-6 排水需要の予測

使用料算定期間（平成20～24年度）における有収水量（地下水などを除いて使用料収入が見込める水量）については、整備面積や水洗化率の推移を推定して、以下のとおりとした。

表7-1 排水需要の予測

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
使用料対象水量 (千m ³ /年)	85.3	268.6	467.5	693.8	948.7	2,463.9

7-7 下水道管理費と使用料対象経費の設定について

今回使用料算定期間における下水道管理費と使用料対象経費の設定は以下のとおりである。今回は使用料対象費を低くするため、下水道管理費のうち、資本費の全額と管渠費、業務費、一般管理費に含まれる人件費等と、排水設備費のうち水洗便所改造助成金に見込んだ金額の一部を使用料対象経費から控除した。

表7-2 使用料対象経費の内訳

（単位：千円）

	経費	控除額	控除額2	使用料 対象経費	使用料対象経費の内訳		
					需要家費	固定費	変動費
資本費	1,098,400	700,943	397,457	0	0	0	0
元金償還金	262,500	153,680	108,820	0	0	0	0
起債利子	835,900	547,263	288,637	0	0	0	0
維持管理費	705,529	13,007	315,463	377,059	25,411	46,966	304,682
管きよ費	45,277	0	32,527	12,750	0	11,563	1,188
業務費	75,685	0	64,264	11,421	11,421	0	0
排水設備費	170,430	4,630	125,917	39,884	13,990	23,022	2,872
一般管理費	414,137	8,377	92,755	313,005	0	12,382	300,623
計	1,803,929	713,951	712,920	377,059	25,411	46,966	304,682

7-8 基本水量制と累進使用料制について

岩出市上水道における家庭用水道料金体系は以下のとおりである。

表7-3 上水道使用料金表

水量区分(m³/月)		(上水道)
0～10	基本使用料	1,050
10超～30	1m³当り	126
30超～	1m³当り	157
月25m³使用の場合		2,940

上水道においては、月当たり10m³（2ヶ月で20m³）までは使用料金が1,050円（2ヶ月で2,100円）で一定となっている。これを基本水量制といい、使用量に関わらず固定的に発生する経費を回収できない事態を回避する効果がある。

一方で、基本水量の単価は10～30m³や31m³以上の単価に比べると割安に設定されており、使用水量が増えるにつれて単価が高くなるような料金体系となっている。これを累進使用料制といい、使用量の大きい大口使用者には施設整備コストがかかっているために採用されていることが多い。下水道においては施設整備コストが極端に変わるということは少ないが水利用抑制のインセンティブが働くことから、水資源問題や環境問題等の解決に寄与するといわれている。

下水道使用料は水道料金と同時に請求されていることが多く、岩出市においても重複した業務を削減するために水道局との連携が検討されている。このため、水道料金と下水道使用料算定が煩雑化することを避けると共に、水道料金と類似した料金体系を採用することで利用者にも馴染みやすい下水道使用料制度とすることを目的として、下水道使用料においても水道料金と同様の水量区分を設ける。

同様に、累進使用料制を採用することで、高齢者世帯などに多い10m³以下の少水量使用者の負担軽減を図ることが適当である。

【水資源について】

水は、自然の恵みであり無駄遣いは許されない。水資源にも限りがあるので、節水という面も考えた方がいいのではないかと。（第8回審議会）

【少水量世帯への配慮】

水道水を月20m³程度使う家庭では、下水道を待ち望んでいる家庭が多いと思うが、普及率が上がらない一番のネックは1人暮らしや老人の2人暮らしの家庭だと思う。こういった使用水量の少ない家庭に配慮した安い料金にして普及率向上の一助にしてはどうか。（第9回審議会）

7-9 下水道使用料単価について

上記の基本水量制と、2段階の累進使用料制を採用する前提で、水道使用量分布に応じて使用料対象経費を配分した結果、下表の下水道使用料表を適当とした。

表7-4 下水道使用料金表

（消費税込み、単位：円）

水量区分(m ³ /月)		
0～10	基本使用料	1,050
10超～30	1m ³ 当り	170
30超～	1m ³ 当り	195
月25m ³ 使用の場合		3,600

7-10 下水道財政の見通しについて

本使用料制度を採用した場合の、使用料算定期間中の使用料収入見込みと、一般会計繰入金の見通しは下表のとおりである。

供用開始当初は流入水量が少ないことから使用料収入は伸び悩み、毎年1.8～4億円の一般会計繰入金が必要である。交付税対象となる基準内繰入金を除いても毎年1～1.8億円程度の一般市費負担が発生し、5年間の総負担額は7.2億円と予測されている。

表 7 - 5 使用料算定期間中の財政計画

単位：千円

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合計
下水道管理費	195,417	278,768	347,460	439,838	542,447	1,803,929
下水道使用料 (150円/㎡)	12,800	40,300	70,100	104,100	142,300	369,600
一般会計繰入金 (基準内繰入金)	79,267	108,193	136,554	174,535	215,401	713,951
一般会計繰入金 (基準外繰入)	103,350	130,274	140,806	161,204	184,746	720,379

なお、今回算定においては使用料対象経費から資本費（元利償還金）を全額除外しているため、下水道管理費の回収状況は下表のとおり。維持管理費は50%を回収できるが、全体での回収率は20%程度に留まる。

表 7 - 6 下水道管理費回収状況

単位：千円

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合計
使用料収入	12,800	40,300	70,100	104,100	142,300	369,600
下水道管理費 (回収率)	195,417 (6.5%)	278,768 (14.5%)	347,460 (20.2%)	439,838 (23.7%)	542,447 (26.2%)	1,803,929 (20.5%)
維持管理費 (回収率)	73,417 (17.4%)	112,068 (36.0%)	137,360 (51.0%)	171,738 (60.6%)	210,947 (67.5%)	705,529 (52.4%)
資本費 (回収率)	122,000 (0%)	166,700 (0%)	210,100 (0%)	268,100 (0%)	331,500 (0%)	1,098,400 (0%)

回収率は維持管理費を優先して充当している。

平成25年度以降の中長期的予測については、正確な予測は難しいものがあるが、下水道事業の採算性の傾向を見るため、概算として起債償還が完了予定の平成72年度までの財政計画を作成したものを図7-2、図7-3に示す。（算定方法が異なり平成20～24年度の数値は上記と整合しない）

資本費（起債償還費）負担が増大するため、下水道管理費は平成47年度にピークを迎え、その後減少に転ずる（図7-2）ものの、地方交付税額も減少するため、市負担額として黒字に転換するのは平成70年度となる。

今後の社会情勢（金利・交付金制度）や普及・維持管理状況（水洗化率・有収率）により大きく数字は変化するが、平成25年度以降も長期間に渡り、使用料収入のみで収支を取るのは困難な状況が続くとの前提で今後の運営を考えるべきである。

図7-2 下水道管理費推移

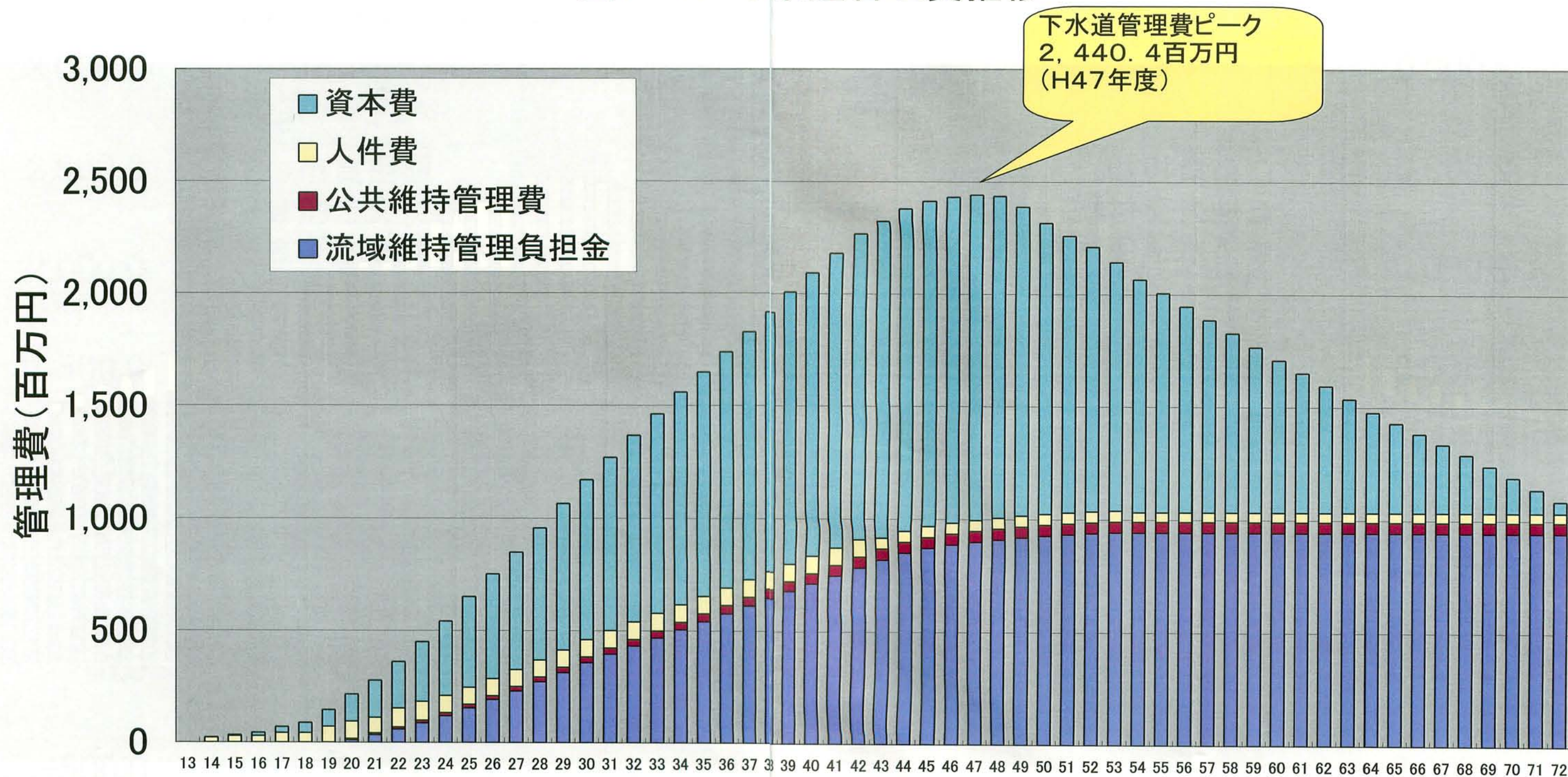
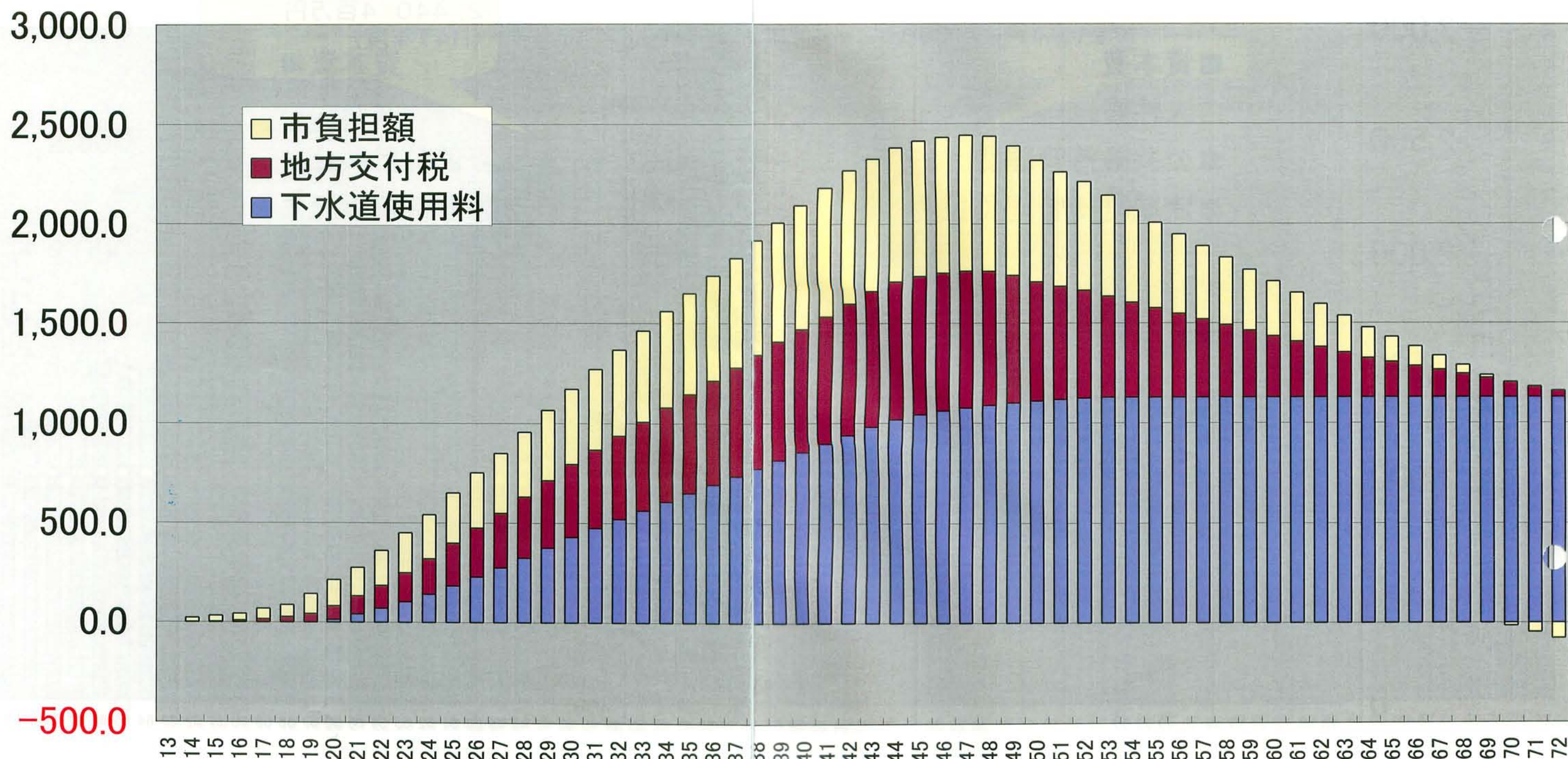


図7-3 下水道管理費財源構成推移



7-11 汚水排出量の認定について

下水道使用料算定の基礎となる利用者からの汚水排出量については、上水道を使用している場合には上水道使用水量を以って汚水排出量とみなす、いわゆる「みなし規定」が全国的に広く採用されている。厳密には水道使用水量と汚水排出量が完全に一致することは無いが、下水道という流入を拒むことが出来ない受身の施設において、合理的かつ経済的にその使用料を算定するためとされている。本市においても、原則的に水道使用者は水道使用水量を以って汚水排出量とするものとする。

市内には、水道以外の水源（井戸水等）を利用している世帯があり、そうした世帯については別途汚水排出量を認定する必要がある。認定方法については先進都市の事例などを参考に、世帯人員に一定汚水量をかけて算出するものとする。店舗・旅館などは別途市長が定める基準による人数を世帯人員とする。水道と井戸水等を併用している場合には、水道使用量に上記の世帯人員から算定される汚水量の1/2を加算して汚水排出量として認定するものとする。

一方で製氷業など、使用水量と汚水排出量が著しく異なる場合には、計量あるいは認定によって汚水排出量を適切に減量することが適当である。下水道使用者が水道メーター同等の計量器によって汚水量を証明できる場合には、その水量を以って汚水量とすること。

7-12 用途別使用料体系、水質使用料について

一部先進都市において、「家庭用」「営業用」などの用途別に異なる使用料体系を適用している自治体が見られるが、現在の下水道計画においては、営業用使用者のために施設能力を増大するなどの特別な対応は含まれておらず、供用開始当初は採用しないものとする。

また、水質使用料は、下水道法第20条の2「下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。」に基づき、一定基準以上の水質を排出する使用者に対して、その水質に応じた使用料体系を適用するものであるが、適用するには該当する事業所を継続的に把握・監視するための事務処理と経費が必要であり、現在の下水道計画において著しく水質負荷の高い事業所は挙げられていないことから、これも供用開始当初は採用しないこととする。

いずれも、将来著しく下水道施設に対して負荷を与える事業所が立地するような状況となった場合には改めて検討する必要がある。

8. 下水道の普及促進策について

8-1 下水道の普及促進策の意義

下水道は、市町村が下水道施設を整備しただけでは機能を発揮できず、住民が公共下水道に排水設備を接続して初めて効果を発揮できるという特徴がある。そのため、下水道整備効果を早期に発現するとの観点から、下水道の普及促進が重要といえることができる。

また、下水道使用料の検討時に指摘したように、使用料は下水道経営における唯一の自主財源であり、使用料収入は接続率が向上しなければ増加を見込むことはできない。そのため、下水道事業運営の健全化という観点からも下水道の普及促進が必要とされる。

下水道法第11条の3第5項においても普及促進を重視する立場から、市町村は排水設備の改造に必要な資金の融通又はそのあつせん、紛争の仲介その他の援助に努めることが求められており、普及促進策は公共下水道事業を実施する自治体に共通の義務とも言える。

8-2 下水道普及の阻害要因

下水道の普及促進策については、多くの自治体でその実情に応じた様々な施策が行われている。全国的に下水道の普及を妨げる要因を調査すると、代表的なものとしては「高齢者の増加問題」「接続費用・使用料・受益者負担金の費用面の問題」「住民の理解不足など行政と住民間のコミュニケーション問題」「土地の形状や権利関係の問題」などが挙げられている。（図8-1）

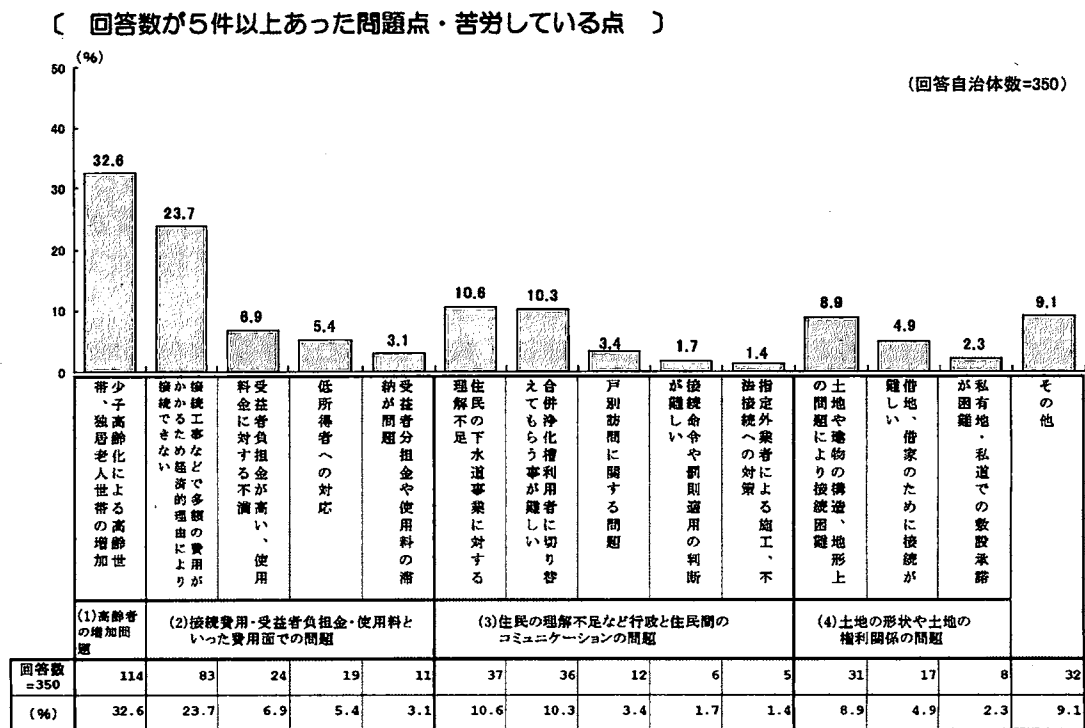


図8-1 水洗化推進での問題点、苦労している点

(出典：日本下水道協会「排水設備接続推進事例集」)

岩出市は高齢化率が県下で最低の水準であるものの、地区によっては比較的高齢化が進んでいるところもあり、将来的には高齢者の増加が問題になると予測される。費用面や住民とのコミュニケーションの問題は、下水道が初めて利用可能となる本市では特に重要な問題であり、岩出市においても下水道普及促進の障害となる問題は全国的な傾向

と余り変わらないと考えられる。

表8-1は、平成17年度に市内の汲み取り状況を調査した結果であるが、開発団地や店舗を中心に合併浄化槽が普及する一方で、従来からの集落部などでは汲み取りや単独浄化槽の世帯も残されており、本市の普及促進においてはこうした世帯を含め、それぞれの生活排水状況に応じた施策が望まれる。

表8-1 岩出市内の汲み取り状況

種別	軒数	比率 (%)	備考
汲み取り	5,275	39.6%	
単独浄化槽	2,259	17.0%	
合併浄化槽	4,226	31.7%	
集合処理浄化槽	695	5.2%	紀泉台・桜台など
不明	865	6.5%	
合計	13,320	100%	

※ 平成17年度市生活環境課調査から集計

※ 店舗など事業所も含む

【下水道のPR】

下水道はどこの自治体でもアンケートを取ると一番になる。なぜ下水道が必要なのかということをもっと住民にPRして、知っていただくようにしなくてはいけない。（第2回審議会）

【下水道のPR】

下水道のPRが不足している。町広報を見ても合併浄化槽のPRが大きすぎるので、一般住民からすると、なぜ公共下水道を進めるのかという話が出てくると思う。（第3回審議会）

【下水道に対する市民の認識】

市広報に初めて下水道利用者の負担について掲載されていたが、「下水道はすべて無料で市がやってくれる」と思っている人が多い。早く市民にPRし、正確な情報を出していないと、下水道について誤解している人が多い。（第11回審議会）

【下水道のPR】

事業を実施されているところからの意見で「工事が長い」「自動車が通れない」等、デメリットばかり聞こえてくる。下水道に接続しメリット面が伝わってくれば関心も持たれる。今後、宣伝、広報活動が一番大事だと思う。（第13回審議会）

【高齢者世帯の水洗化】

1人、2人暮らしの方が増え、家屋の老朽化等により、現状でいいという意見もあり、下水道工事に対する理解を得るのも難しい。（第14回審議会）

8-3 岩出市に適した普及促進策の検討

前述の問題点に対し、以下のような普及促進策を検討した。

- ① 戸別訪問の実施
- ② 阻害要因の徹底調査
- ③ 早期接続に向けた広報活動
- ④ 助成金・奨励金制度の実施
- ⑤ 下水道貯金
- ⑥ 融資あっせん制度（利子補給）の実施
- ⑦ 下水道使用料の割引

このうち①～③については、広い意味でPR活動に含まれる促進策であり、それぞれの利点・問題点を比較したが、対象となる世帯数や費用、効果などに違いがあるため、結論としてはいずれか単独の方法を採用するのではなく、地区別の普及時期や個別の未水洗化世帯の状況に応じて適宜実施してゆくべきと考える。

④～⑦については経済的な普及促進策である。高齢者世帯増加の問題も最終的には経済的な負担問題と考えられ、工事説明会においても最も多く質問が寄せられるのは経済的な負担についてであるため、岩出市においても非常に需要が大きいと思われる。

一方で法律上排水設備の設置・管理義務を負うのは本質的に土地・建物の所有者であって、下水道財政の厳しい見通しを考慮すれば、財源を一般財源（税）に求めざるを得ない経済的な普及促進策の採用には、財政的な悪影響や未普及地域の住民とのバランスも念頭に置く必要がある。

経済的な普及促進策についてもそれぞれの特徴と実施に要する費用から種々検討を行ったが、制度により主たる対象者に違いが見られたため、審議の結果「水洗化融資・利子補給制度」と「水洗化助成金制度」のいずれかを選択することが適当と判断した。

水洗化融資・利子補給制度については、高齢者世帯の増加や、水洗化費用を用意できない世帯に対する水洗化促進策として不可欠であり、助成金制度については事業費が高額になる傾向が認められるが、融資・利子補給を必要としない世帯に対しても一定の普及促進効果を確保するためには必要と考えられることが採用の理由である。

8-4 安心して排水設備の改造を行うために

審議過程を通じて、排水設備の改造に対する不安を挙げる意見が多く見られた。排水設備の改造は下水道工事と異なり各世帯が個別に契約しなければならず、またその改造は各戸で一度きりであって、個々の利用者にとっては改造工事の妥当性を判断することが難しいなどの理由が挙げられた。こうした声は公共下水道工事説明会でも住民より出されていることから市民の間に一般的に存在する不安と考えられ、将来的に下水道普及の阻害要因となりかねない。

市は、説明会で「複数の会社から見積もりを取る」「近所と一緒に改造する」などの自衛策を説明し、指定工事店制度を採用することで改造工事における一定の技術力を確保するとの見解を示したが、今後排水設備の改造に対する利用者の不安を少なくするためには、不安を持った利用者が気軽に相談できる窓口を設けることも大きな効果があると思われる。

前述の広報活動を実施すると同時に排水設備の改造に対する相談窓口を積極的に周知し、利用者が不安を抱えたまま排水設備の改造を躊躇することの無いような制度作りに取り組むよう提言する。また、排水設備を実施する業者に一定の技術力、信用力を条件付ける指定工事店制度は、適切な排水設備改造に重要な役割を果たすと認められるが、利用者とのトラブルを繰り返すような悪質な業者は、行政において積極的に改善を指導

し、効果が無い場合は指定工事店から排除するような利用者保護に取り組まれない。

【指定工事店制度】

指定工事店は、業者の関心も高い。また業者選定は大事なことであり、悪質な業者が入らないよう慎重に定めて欲しい。（第14回審議会）

【排水設備の改造へのPR】

必需品であれば考えたうえ、購入や支出をしていくので、下水道の認識が広まれば接続されていくと思う。（第14回審議会）

【普及促進策への取り組み方】

考えられる阻害要件に対し項目別に分け対策を立て、効果のある対応をしていかなければならない。（第14回審議会）

8-5 効果的な広報・PR活動に向けて

現在の市が行っている下水道に関する広報活動はパンフレットの配布やホームページでの情報提供、工事説明会における事業説明であるが、今後広報手法の拡大や説明能力の向上が望まれる。当審議会の中間答申について、4回の説明会が開催され、意見募集も行われたが、必ずしも十分な効果をあげたとはいえない難かった。

これまで繰り返し述べた様に、下水道の普及には利用者が排水設備を改造し、下水道へ接続することが必要である。下水道への接続を円滑に進めるためには下水道の役割とメリットが十分に市民に理解されることが重要であり、岩出市が広報・啓発活動やプレゼンテーション能力の向上に継続的に取り組むよう求める。

9. おわりに

「はじめに」においても述べたが、当審議会委員の大半は下水道についての知識・経験がなく、審議の出発点はまず「下水道事業とは何であるのか」からであった。その後の審議内容の概略はここまで述べたとおりであるが、その見通しは当初の想像を超える厳しいものであった。しかしながら、各委員は下水道が岩出市にとって「活力あふれるまち ふれあいのまち」として発展する基盤となる重要施設であるとの認識の下で、中長期的視野に立つと共に、広く市民に理解される答申となるよう議論を尽くしてきた。本答申に基づいた事業運営が、将来において市民に広く普及した岩出市公共下水道の礎となることを期待している。

また、本答申は平成17～19年度の時点において岩出市公共下水道事業運営の将来を予測し、その認識に基づいてあるべき制度設計と事業運営について提言したものである。しかし近年の社会情勢、とりわけ公共事業を取り巻く状況は激しく変化しており、本答申が将来にわたって適正妥当なものであるかは予測し難い。今後の変化に応じ、積極的に全体的な見直しを行うことが望ましいことを付言する。

《参考資料》

・ 岩出市公共下水道運営審議会条例

岩出市公共下水道事業運営審議会条例

平成17年10月3日
条 例 第 1 9 号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、岩出市公共下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- （1）公共下水道受益者負担金に関すること。
- （2）公共下水道使用料に関すること。
- （3）公共下水道の普及促進に関すること。
- （4）その他市長が下水道事業上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、10人以内の委員をもって組織し市長が委嘱する。

- | | |
|-------------|------|
| （1）市議会議員 | 3人以内 |
| （2）学識経験のある者 | 3人以内 |
| （3）受益者の代表 | 4人以内 |

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、公共下水道担当課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

・ 岩出市公共下水道事業運営審議会委員名簿

堀部 和雄（◎）	近畿大学生物理工学部教授
中林 俊雄（○）	元・和歌山市下水道部長
松見 隆広	米穀店経営
堂西 良之	岩出市議会議員
山本 重信	岩出市議会議員（～H19.2.21）
井神 慶久	岩出市議会議員
疋谷 公資	平成17年岩出地区会長
中西 得雅	平成17年区長会長
井ノ上 文雄	公募委員
水口 和子	公募委員

◎＝会長 ○＝職務代理委員